

第49号議案

豊後大野市介護保険条例の一部改正について

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年5月6日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

令和3年度から令和5年度までの各年度における所得の低い第1号被保険者の保険料を軽減し、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免の特例期間を延長したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市介護保険条例（平成 17 年豊後大野市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に改める。

附則第 10 項中「令和元年度分及び令和 2 年度分」を「令和 2 年度分及び令和 3 年度分」に、「令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 5 月 2 日まで」に、「(令和元年度分」を「(令和 2 年度分」に、「令和 2 年 1 月以前分」を「令和 3 年 2 月以前分」に改め、同項第 2 号ア中「事業収入等のいずれか」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「減少すること」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第 22 条の 2 第 1 項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少すること」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊後大野市介護保険条例の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の豊後大野市介護保険条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料率から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に申請されている保険料の減免については、なお従前の例による。

4 令和 2 年度以前の年度分の保険料の減免に係る新条例附則第 10 項第 1 号の規定の適用については、同項第 2 号イ中「令第 22 条の 2 第 1 項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）第 7 条の規定による改正前の令第 22 条の 2 第 1 項」とする。